

総合口座キャッシュカードをお持ちのお客さまへ

利息制限法等改正に伴うATM利用手数料のお知らせ

平成22年6月18日の改正利息制限法等の施行^{(*)1}に伴い、商工中金では、総合口座キャッシュカードにより当座貸越^{(*)2}をご利用の際のATM利用手数料を以下のとおりとさせていただきます。

(*)1 「利息制限法」施行令第2条および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」施行令第2条(平成19年11月公布)により、ATMを利用したお借り入れまたはご返済の際にお客さまにご負担いただくATM利用手数料(消費税込)について、「お借り入れまたはご返済金額が1万円以下:105円超、同1万円超:210円超」の場合、その超過額が利息と見なされることになりました。

(*)2 当座貸越とは、総合口座の普通預金口座の残高を超えて払戻しのご請求等があった場合に、定期預金または商工債を担保に不足額を自動的にご融資し、払戻し等を行う機能です。

都市銀行・信託銀行・新生銀行・あおぞら銀行のATMをご利用の場合

当座貸越の金額が
1万円以下の場合

提携金融機関所定のATM利用手数料(消費税込)が105円を超える場合、105円といたします。
(当金庫が提携金融機関所定のATM利用手数料と105円の差額分を負担いたします。)

当座貸越の金額が
1万円超の場合

提携金融機関所定のATM利用手数料(消費税込)が210円を超える場合、210円といたします。
(当金庫が提携金融機関所定のATM利用手数料と210円の差額分を負担いたします。)

例えば、

総合口座普通預金の残高が5,000円の時に11,000円のご出金をされた場合、当座貸越のご利用により、残高は▲6,000円(=5,000円-11,000円)となります。この場合、「当座貸越の金額が1万円以下の場合」に該当するため、提携金融機関所定のATM利用手数料が210円の時間帯でも、お客さまのご負担は105円となります。なお、ATM利用手数料が105円の場合は、変更ございません。

※手数料には消費税が含まれています。

(ご留意事項)

- 当座貸越をご利用の際、ご利用明細票のATM利用手数料表示金額と、実際にお客さまの口座から引き落としされる金額が異なる場合がございます。ただし、ご利用明細票に記載される残高は、実際にお客さまの口座から引き落としされるATM利用手数料に基づく表示となっております。
- 当座貸越を伴わない普通預金のお引出しの場合のATM利用手数料は変更ございません。なお、都市銀行・信託銀行・新生銀行・あおぞら銀行のATMでは、ご入金はできません。

ゆうちょ銀行のATMをご利用の場合

平日18:00以降、土曜日14:00以降および日曜日のATMご利用可能時間帯に総合口座キャッシュカードによりご出金をされる場合、通常210円のATM利用手数料(消費税込)がかかりますが、当座貸越の金額が1万円以下の場合、ATM利用手数料(消費税込)は105円となります。

(ご留意事項)

- 上記以外の時間帯におけるご出金の際のATM利用手数料(消費税込)は、105円に変更はございません。また、ご入金につきましても、変更はございません(手数料はかかりません)。

商工中金のATM、セブン銀行のATMをご利用の場合

利息制限法等改正に伴うATM利用手数料の変更はございません。

(平成22年9月13日現在)